

社会資本総合整備計画 社会資本整備総合交付金													令和03年03月16日		
計画の名称	横手市における住環境の向上（第二期）														
計画の期間	平成28年度 ～ 令和02年度 （5年間）											重点配分対象の該当			
交付対象	横手市														
計画の目標	伸び伸び子育てできる環境とみんなが健康に暮らせるまちづくりの推進														
全体事業費（百万円）	合計（A＋B＋C＋D）		399	A	399	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合C／（A＋B＋C＋D）	0	%	

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
		平成28年度		令和2年度
1	公営住宅等のストック改善事業による居住環境の向上			
	ストック改善事業による居住環境が向上した公営住宅等の割合 （居住環境向上率）＝（ストック改善済棟数）／（公営住宅等の全棟数）	2%	%	7%
2	不良住宅空き家の戸数削減（市内全域を区域とする）			
	周辺環境を悪化させている不良住宅・空き家の戸数 ・周辺環境を悪化させている不良住宅・空き家の戸数	31戸	戸	21戸

備考等	個別施設計画を含む	－	国土強靱化を含む	－	定住自立圏を含む	－	連携中枢都市圏を含む	－	流域水循環計画を含む	－	地域再生計画を含む	－

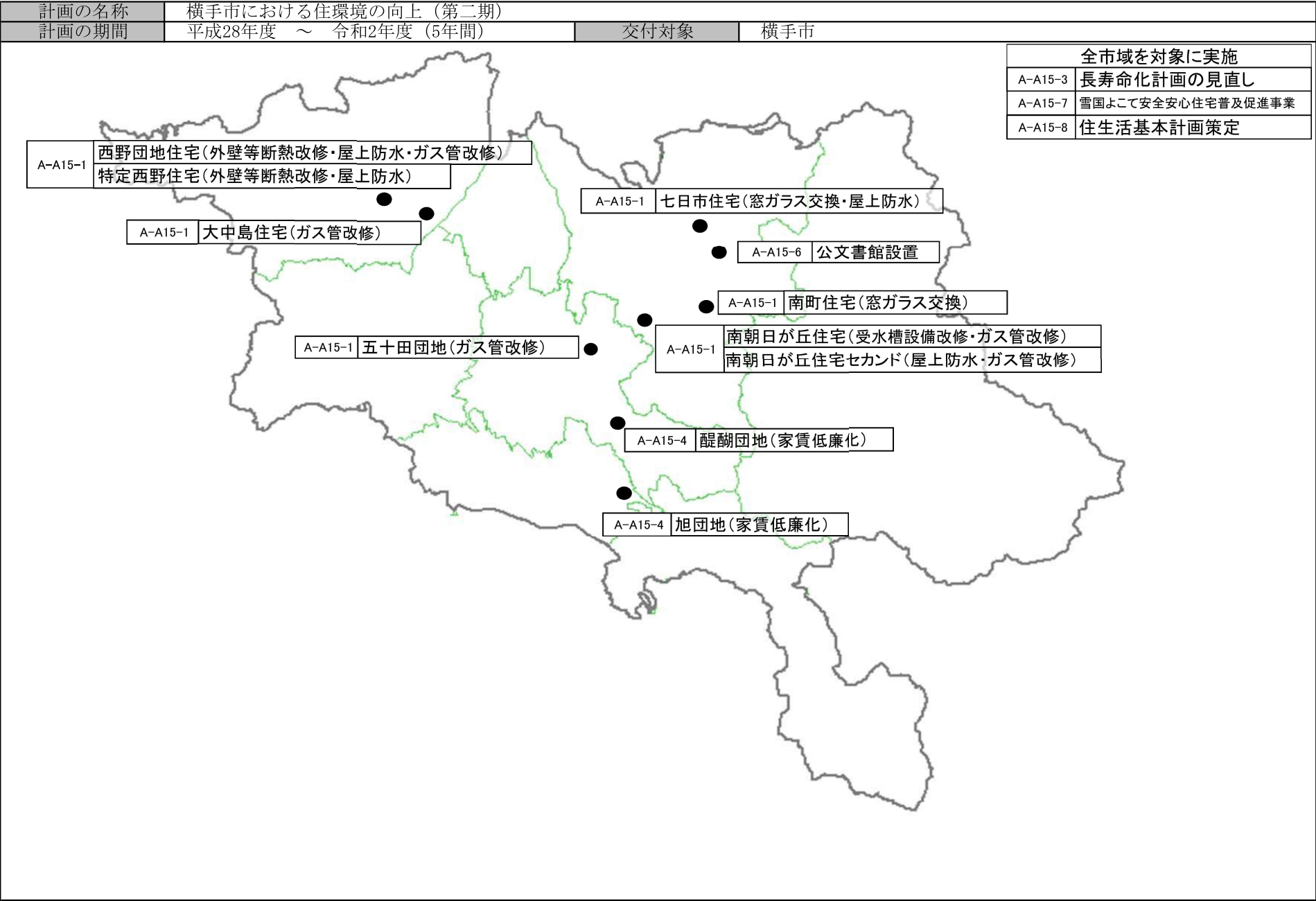
A 基幹事業																				
基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別 1	種別 2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名／ 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
		一体的に実施することにより期待される効果																		
		備考																		
地域住宅計画に基づく事業	A15-001	住宅	一般	横手市	直接	横手市	－	－	地域住宅計画に基づく事業（公営住宅等ストック総合改善事業、長寿命化型）	外壁等断熱改修等工事（7団地16棟204戸）	横手市	■	■	■	■	■	306	0	策定済	
	A15-002	住宅	一般	横手市	直接	横手市	－	－	地域住宅計画に基づく事業（公営住宅等ストック総合改善事業、安全性確保型）	耐震診断（1団地1棟18戸）	横手市		■					0		－
	A15-003	住宅	一般	横手市	直接	横手市	－	－	地域住宅計画に基づく事業（公営住宅等ストック総合改善事業）	長寿命化計画の見直し	横手市		■					7		－
	A15-004	住宅	一般	横手市	直接	横手市	－	－	地域住宅計画に基づく事業（公的賃貸住宅家賃低廉化事業）	家賃低廉化事業（公営住宅2団地）	横手市	■	■					8		－
	A15-005	住宅	一般	横手市	直接	横手市	－	－	地域住宅計画に基づく事業（住宅地区改良事業等）	老朽危険空き家対策事業（空き家除去・跡地活用）	横手市	■	■					0		－

A 基幹事業																			
基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別 1	種別 2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名／ 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
		一体的に実施することにより期待される効果																	
		備考																	
地域住宅計画に基づ く事業	A15-006	住宅	一般	横手市	直接	横手市	－	－	地域住宅計画に基づく事 業（住宅地区改良事業等 ）	公文書館設置（空き建築物活 用）	横手市		■				9		－
	A15-007	住宅	一般	横手市	間接	横手市	－	－	地域住宅政策推進事業	雪国よこて安全安心住宅普及 促進事業（住宅改修補助事業 ）	横手市	■	■	■			59		－
	A15-008	住宅	一般	横手市	直接	横手市	－	－	地域住宅政策推進事業	住生活基本計画策定のための 調査	横手市		■				10		－
											小計						399		
										合計						399			

交付金の執行状況

(単位：百万円)

	H28	H29	H30	H31	R02
配分額 (a)	21	30	30	22	22
計画別流用増△減額 (b)	0	0	0	0	0
交付額 (c=a+b)	21	30	30	22	22
前年度からの繰越額 (d)	0	0	0	0	0
支払済額 (e)	21	30	30	22	22
翌年度繰越額 (f)	0	0	0	0	0
うち未契約繰越額 (g)	0	0	0	0	0
不用額 (h = c+d-e-f)	0	0	0	0	0
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d)) %	0	0	0	0	0
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由					



事前評価チェックシート

計画の名称： 横手市における住環境の向上（第二期）

事前評価	チェック欄
I. 目標の妥当性 ★①計画の目標が基本方針と適合している。	○
I. 目標の妥当性 ★②地域の住宅ストックや住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。	○
I. 目標の妥当性 ★③地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。	○
I. 目標の妥当性 ★④関連する各種計画（住生活基本計画等）との整合性が確保されている。	○
I. 目標の妥当性 ⑤緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。	○
I. 目標の妥当性 ⑥数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。	○
II. 計画の効果・効率性 ★①事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	○
II. 計画の効果・効率性 ★②十分な事業効果が得られることが確認されている。	○
II. 計画の効果・効率性 ③事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	○
II. 計画の効果・効率性 ④事業の実施に当たり、福祉施策等との連携が図られている。	
II. 計画の効果・効率性 ⑤事業の実施に当たり、民間活力の活用が図られている。	○
II. 計画の効果・効率性 ⑥事業効果をより高めるため、ハード事業とソフト事業を効果的に組み合わせる等の工夫がなされている。	
II. 計画の効果・効率性 ⑦地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業が盛り込まれている。	
II. 計画の効果・効率性 ⑧地域再生計画に地域住宅交付金の活用についての記載をしており、内閣総理大臣の評価を受けている。	
III. 計画の実現可能性 ★①事業熟度が十分である。	○

[illegible]

しゃかいしほんそうごうせいびけいかく
社会資本総合整備計画

ちいきじゅうたくけいかくあきたけんよこてしちいき
(地域住宅計画(秋田県横手市地域))

第4回変更

よこてし
横手市

令和3年3月

社会資本総合整備計画（地域住宅計画）

計画の名称	横手市地域		
都道府県名	秋田県	作成主体名	横手市
計画期間	平成 28 年度	～	令和2 年度

1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

横手市は秋田県の内陸南部に位置し、平成17年10月に郡市一体が合併して秋田県第2の都市となった。現在、総面積693.04km²、人口約9万5千人、世帯数約3万4千世帯(平成27年3月末現在)である。東の奥羽山脈、西の出羽丘陵に挟まれた横手盆地の中央に位置し、年間の気温の差が大きく、冬季は低温で山間部では積雪量が非常に多く、県内でも有数の豪雪地帯である。公共交通機関としてＪＲ奥羽線やＪＲ北上線が整備され、また南北に国道13号、東西に国道107号及び秋田自動車道が通り、昔から交通の要衝となっている。

横手市の住宅事情は、平成25年度の住宅・土地統計調査によると持ち家約2万6千4百世帯(83%)、借家約5千5百世帯(17%)となっており、今後も持ち家率は80%以上を維持していくと考えられる。借家については、公営等の借家及び民営借家が昭和60年以降増加傾向を示していたが、ここ数年は落ち着いている。横手市における住宅ストック数は、平成25年時点で約3万6千戸と住宅数は充足しているが、その内空家が約4千戸と全体の11%を占めている。

横手市は、全国及び県内においても人口減少や少子高齢化の進展が著しく、世帯構成や生活様式の変化などに対応した住宅の供給や改善の促進、空家の利活用や撤去、周囲の道路や公園等の整備による住生活環境の向上などの課題が山積しており、地域の特性に応じた総合的な住宅政策を展開し、人と地域が輝く、魅力にあふれ活力に満ちたまちづくりを推進しています。

2. 課題

○少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化に伴って、高齢者をはじめとする様々な人が安心して住み続けられる住宅及び住環境の整備やバリアフリー化を促進していく必要がある。

○豪雪地帯という地域特性に対応し、雪国の快適な暮らしの実現に向けて、雪にも強い安全で安心な良好な住環境の整備・改善に努めることが必要である。

○社会経済情勢の低迷等の事由により、依然として住宅困窮者が多く存在しており、住生活基本法の柱でもあるセーフティネットとして公営住宅の供給や高齢者や障害者等の民間賃貸住宅への円滑な入居促進等の公的支援を行っていかねばならず、住居水準の低い公営住宅を計画的に建替え、改善をしていく必要がある。

3. 計画の目標

伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりの推進

- ①低所得の若者や子育て世帯の定住促進
- ②高齢者・障害者、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者に対する住宅需要への効果的な対応施策の展開
- ③市民が生き生きと暮らせる地域特性を考慮した良好な住生活環境の整備

4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値		目標値	
				基準年度		目標年度
公営住宅等のストック改善による居住環境の向上	%	ストック改善による居住環境が向上した公営住宅等の割合	2.6%	平成28年度	7.7%	令和2年度
不良空き家住宅の戸数	戸	周辺環境を悪化させている不良空き家住宅の戸数	31戸	平成28年度	21戸	令和2年度

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

(1) 地域住宅計画に基づく事業（基幹事業）の概要

○公営住宅等ストック総合改善事業

- ・既存の公営住宅等を改善し長寿命化することで、将来にわたり安心して暮らせる居住環境を整備する。
- ・横手市営住宅長寿命化計画の見直しをして、効率的で効果的な住宅施策を推進する。
- ・旧耐震基準の公営住宅の耐震診断を行って、必要な耐震改修により入居者の安全性を確保する。

○公的賃貸住宅低廉化事業

平成18年度以降に管理開始された公的賃貸住宅において低所得者に対して低廉な家賃で賃貸する為、家賃対策事業を実施する。

○住宅地区改良事業等

- ・不良空き家住宅の解体撤去を進め、跡地の有効な活用を進める。（市内全域を区域とする）
- ・学校統合により閉校した校舎を改修し公文書館として活用することで、周辺居住環境の整備改善を行う。

(2) 地域住宅計画に基づく事業（提案事業）の概要

○地域住宅政策推進事業

- ・雪国よこて安全安心住宅普及促進事業（住宅改修補助事業）

豪雪地域である横手市において、住宅改修の補助を行い、高齢者等が安全で快適に暮らしていける住環境を整備する。

- ・横手市住生活基本計画策定事業

横手市住生活基本計画を調査のうえ策定し、地域特性を考慮した住宅政策により良好な住生活の環境整備を計画的に推進する。

(3) 住環境整備事業の概要

(4) 関連社会資本整備事業の概要

(5) 効果促進事業の概要

(6) 社会資本整備円滑化地籍整備事業の概要

(7) その他（関連事業）

○住宅・建築物安全ストック形成事業

- ・木造住宅および建築物の耐震診断、改修及び改築への補助を行い、地震に備え安全な住環境を整備する。
- ・アスベスト台帳を作成し、アスベスト改修の促進を行う。

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

全体事業費		合計 (A+B+C+D)		276百万円		A		276百万円		B		0百万円		C		0百万円		D		0百万円		効果促進事業費の割合（※地域住宅計画に基づく提案事業を含む）		18.4%	
(金額の単位は百万円)																									
A 基幹事業																									
A1-A：地域住宅計画に基づく事業（基幹事業）																									
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	備考											
								H28	H29	H30	H31	R02													
1	住宅	一般	横手市	直接	横手市	地域住宅計画に基づく事業 (公営住宅等ストック総合改善事業、長寿命化	外壁等断熱改修等工事 (8団地17棟224戸)						201												
3	住宅	一般	横手市	直接	横手市	地域住宅計画に基づく事業 (公営住宅等ストック総合改善事業、安全性確保	耐震診断 (1団地1棟18戸)						0												
4	住宅	一般	横手市	直接	横手市	地域住宅計画に基づく事業 (公営住宅等ストック総合改善事業)	長寿命化計画の見直し						7												
5	住宅	一般	横手市	直接	横手市	地域住宅計画に基づく事業 (公的賃貸住宅家賃低廉化事業)	家賃低廉化事業 (公営住宅2団地)						8												
6	住宅	一般	横手市	直接	横手市	地域住宅計画に基づく事業 (住宅地区改良事業等)	老朽危険空き家対策事業 (空き家除去・跡地活用)						0												
10	住宅	一般	横手市	直接	横手市	地域住宅計画に基づく事業 (住宅地区改良事業等)	公文書館設置 (空き建築物活用)						9												
小計													225												
A1-B：地域住宅計画に基づく事業（提案事業）																									
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名	事業内容 (延長・面積等)	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	備考											
								H28	H29	H30	H31	R02													
1	住宅	一般	横手市	間接	横手市	地域住宅政策推進事業	雪国よこて安全安心住宅普及 促進事業（住宅改修補助事業）						41												
2	住宅	一般	横手市	直接	横手市	地域住宅政策推進事業	住生活基本計画策定のための調査						10												
小計													51												
A2：住環境整備事業																									
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名	事業内容 (延長・面積等)	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	備考											
								H28	H29	H30	H31	R02													
													0												
小計													0												
合計													276												
B 関連社会資本整備事業																									
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	備考											
								H28	H29	H30	H31	R02													
													0												
合計													0												
番号	一体的に実施することにより期待される効果													備考											
C 効果促進事業																									
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名	事業内容	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	備考											
								H28	H29	H30	H31	R02													
合計													0												
番号	一体的に実施することにより期待される効果													備考											

D 社会資本整備円滑化地籍整備事業														
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名	事業内容	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	備考
								H28	H29	H30	H31	R02		
合計													0	
番号	一体的に実施することにより期待される効果													備考

その他関連する事業

計画等の名称：横手市における住環境の向上（第二期）（防災・安全）															
番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名	事業内容	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	備考	
								H28	H29	H30	H31	R02			
A' 1-A-7	住宅	一般	横手市	間接	個人	住宅・建築物安全ストック形成事業	耐震改修及び改築						13		
A' 1-A-8	住宅	一般	横手市	直接	横手市	住宅・建築物安全ストック形成事業	アスベスト台帳作成						70		
A' 1-A-9	住宅	一般	横手市	直接	横手市	住宅・建築物安全ストック形成事業	耐震診断						7		
合計													90		
その他関連事業費		合計 (A' + B' + C' + D')		9 0 百万円		A'	9 0 百万円	B'	0 百万円	C'	0 百万円	D'	0 百万円	効果促進事業費の割合	0.0%

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。

